■　令和２年度　第３回　新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業　最低賃金専門部会

日時：令和２年 10 月 29 日（木）午後１時 30 分～

会場：新潟美咲合同庁舎２号館９階　新潟地方気象台会議室

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第３回新潟県電子部門・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項、同令第６条第６項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いいたします。

（部会長）

それでは、本日全会一致ということで、結審を目指してよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。資料がございませんので、即審議に入らせていただきたいと思いますけれども、前回の部会では、労働者側から５円の引き上げの 913 円。一方、使用者側からは据え置きの 908 円の主張がなされ、合議をみるに至りませんでした。

改めて金額についてご検討くださいますよう、双方にお願いをしておりました。では、最初に使用者側からご検討いただいた結果を教えていただけますでしょうか。

（髙橋委員）

前回 10 月 19 日の第２回会議以降、重要な情報がいくつか明らかになっております。先週の 10 月 23 日（金）、県の人事委員会勧告が、期末勤勉手当、ボーナスについてのみですが、勧告がなされました。民間の状況を踏まえて、0.05 か月引き下げを勧告という中身であったわけでございます。

民間のほうが、一昨年、平成 30 年８月から昨年７月までの間で、4.46 か月分だったのが、昨年の８月から今年７月までの間では、4.40 か月分ということで、下がっていることを踏まえた勧告であったと思います。

それと、本日の新聞に報道されましたように、国家公務員の給料、月給について、人事院のほうから据え置きということで、国会と内閣に報告があったということであります。

こうしたことを鑑みまして、先般第２回で労働局からお示しいただいた情報で、本県の自動車小売についてはプラス１円で決定ということで、県最賃もプラス１円で決定済みでご

ざいますので、そこと平仄が合っているような形になっております。

こういったこと、またほか景況感等も鑑みまして、かりに引き上げるとしても、プラス１円がマックスと使用者側は考えております。

（部会長）

ありがとうございます。かりにということでしたけれども、１円の引き上げで 909 円というように、ここで申し上げてよろしいですか。

（髙橋委員）

はい。

（部会長）

分かりました。使用者側からは１円の引き上げで、時間額 909 円というご意見です。

今のご意見に対して、労使双方でご意見の追加はございますでしょうか。

続きまして、労働者側のほうから、前回の議論を踏まえまして、どのようにお考えいただいたか、ご披露いただけますでしょうか。

（梅野委員）

前回、あれ以降、委員３名でいろいろな論議をしてまいりました。しかしながら、やはり初任給の上昇額・率の推移という表がございます。資料№12 の賃金上昇率ハ、初任給の上昇額・率の推移、これは全国平均ではございますが、高卒も基幹職、令和２年度 0.5 パーセントでございますので、0.5 パーセントを掛け合わせて 4.54 円。

（事務局）

何ページですか。

（梅野委員）

７ページです。

（部会長）

資料№12 の７ページですね。

（梅野委員）

0.5 となっておりますので、上昇率 0.5 を掛けまして、4.54 円。本来であれば、これを切り上げて５円というところでございますが、５円にしてしまうと、影響率が変わってしまいますので、我々としては影響率が 908 円から 912 円であれば影響率に変化はないということもあり４円プラスして、912 円という案を、委員で持ち合わせてまいりました。

（部会長）

ありがとうございます。労働者側は前回の５円から４円に引き上げということで、912 円というご意見でした。

ただいま双方からご意見いただきましたけれども、何か追加であるとか、補足の主張はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ただいま労使双方からご意見を伺いましたが、依然として金額の一致に至っておりませんので、これから個別折衝に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに労働者側からご意見を伺って、そのあとに使用者側からご意見を伺うということでよろしいでしょうか。それでは休憩に入ります。控え室にご案内してください。

（事務局）

本日の控え室のご案内をいたします。労働者側委員３階第３小会議室、使用者側委員情報公開室となります。

（個別折衝）

（部会長）

大変長らくお待たせしまして申し訳ございません。それでは再開させていただきます。

公益のほうから、あくまでもこの業界の最低賃金、全会一致、年内発効、そして労使双方イニシアティブを重視するということで、２円引き上げて 910 円ということで、ご提示させていただきましたけれども、この金額でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（部会長）

ありがとうございます。それでは、全会一致により、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を２円引き上げて、910 円とすることに決定します。

それでは発効日について、事務局説明をしてください。

（室長）

特定最低賃金の公示及び発効につきましては、法第 19 条の２項に規定されております。本日令和２年 10 月 29 日、本専門部会で答申を頂くことになりましたので、本日、異議申し出の公示を行い、異議の申し出期間 15 日間をあける必要がございますので、申出期間は令和２年 11 月 13 日までとなります。

例年、特定最賃の改正につきましては、異議の申し出はございませんので、申出期間締切後、官報公示手続きに直ちに入り、最短で官報公示予定が令和２年 11 月 30 日となります。

官報公示後、30 日を経過した日、つまり令和２年 12 月 30 日が、法定の効力発効日となります。この日以後、別に効力発効日を定め公示することも可能ですが、最短という法定の発効日をもって、例年この日とさせていただいております。

効力発効日についての説明は以上でございます。

（部会長）

ありがとうございました。では、本年度も法定発効とすることとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、発効日は法定どおり発効いたします。また、７月８日の第１回審議会において、専門部会で、全会一致で決議した場合は、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨、議決されておりますので、この場で局長あてに答申いたしたいと思います。

事務局、専門部会報告文と答申文を準備してください。

（準備中）

（部会長）

それでは、事務局、答申文を読み上げてください。

（指導官）

令和２年 10 月 29 日、新潟労働局長阿部充殿。

新潟地方最低賃金審議会会長、永井雅人。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和２年７月 28 日付新労発基 0728 第２号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙、

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

１、適用する地域、新潟県の区域。

２、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業、または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

３、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満または 65 歳以上の者。

（２）雇入れ後６か月未満の者であって、技能習得中の者。

（３）次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃または片付けの業務。ロ、操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具もしくは電子部品・デバイス部品の組み立てまたは加工業務。ハ、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取り付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰めまたは包装の業務。ニ、運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務。

４、前号の労働者に係る最低賃金、１時間 910 円。

５、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

６、効力発生日、法定どおり。以上です。

（部会長）

ありがとうございました。それでは、この内容で答申することとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

（基準部長）

私より一言ごあいさつを申し上げます。ただいま答申いただきまして、まことにありがとうございました。専門部会の皆様方には、ご多忙中のところ、真摯にかつ慎重にご審議をいただき、深く感謝を申し上げる次第であります。

今後は、この答申を受けまして、異議申し出の公示などの諸手続を経まして、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が決定されることとなります。新潟労働局といたしましては、改正される特定最低賃金の周知と遵守の徹底を図ってまいります。本日はまことにありがとうございました。

（部会長）

皆様のご協力により、全会一致ということで結審することができました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日の議題はすべて終了させていただきます。

議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは梅野委員、お願いいたします。使用者側からは髙橋委員、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、すべて終了しましたので、事務局へお返しいたします。

（事務局）

以上をもちまして、令和２年度新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情

報通信機械器具製造業最低賃金の審議はすべて終了しました。お疲れ様でした。